

○東松山市水道事業給水規程

平成10年3月31日

水道事業規程第1号

東松山市水道事業給水規程（昭和42年水道事業規則第6号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条―第16条）

第3章 給水（第17条―第22条）

第4章 料金及び手数料（第23条・第24条）

第5章 貯水槽水道（第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、東松山市水道事業給水条例（昭和42年東松山市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（給水の標識）

第2条 水道の利用者は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が交付する標識を当該利用者の門戸又は建物等のみやすい場所に掲示するものとする。

（係員の市章又は徽章）

第3条 本市水道事業に従事する職員等が水道メーター（以下「メーター」という。）の点検、料金の徴収その他の公務に従事する場合は、管理者が定める市章又は徽章を付した被服を着用する。

第2章 給水装置の工事及び費用

（工事の申込み）

第4条 条例第5条の規定により給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（以下「新設等」という。）の工事の申込みをしようとする者は、当該給水装置の使用者の住所又は居所、氏名又は名称、給水装置の種類、用途、口径、水栓数及び予定使用人員数、利害関係人等がある場合においてはその承諾書等、工事を施行する東松山市指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）名その他必要事項を記載した文書を管理者に提出し申し込まなければならない。

2 条例第5条に規定する給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

（工事の変更及び取消）

第5条 給水装置の新設等の申込みをした者が、これを変更又は取消しをしようとするときは、変更にあつてはその変更事項及びその事由を、取消しにあつてはその事由等を記載した文書を管理者に提出し申し込まなければならない。

2 前項の場合において、変更又は取消しをしたとき、既に費用が生じていたときは、申込者がこれを負担しなければならない。

（同意書等の提出）

第6条 条例第7条第1項の規定により工事を施行する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者はその申込者に対し当該各号に定める書類の提出を求めることができる。

(1) 申込者の所有に属さない土地又は建物若しくは構築物に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は建物若しくは構築物の所有者又は権利者の同意書等

(2) 前号に定めるもののほか、管理者が必要があると認める書類

（給水装置の構造）

第7条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、メーター、給水栓その他の給水用具をもって構成する。

2 給水装置には、止水栓きょう、メーターます及びその他の附属用具を備えなければならない。

3 管理者は、給水装置について、その必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

(共同住宅等)

第8条 条例第5条の2第2項に規定する管理者が別に定める共同住宅等とは、

1 棟の建物内で2以上の世帯が別に居住できるように建設され、かつ、各戸又は各室間は界壁をもって完全に区画されている建物で、中高層住宅及びアパート等をいう。

(給水管の口径)

第9条 給水管の口径は、その用途別、使用水量及び同時使用率等を考慮して、管理者が定める。

2 給水管の口径に対する宅地内水栓数の基準個数は、給水圧力0.15メガパスカルを確保するため、原則として次のとおりとする。

(1) 13ミリメートル 7個

(2) 20ミリメートル 15個

(3) 25ミリメートル 25個

(4) 30ミリメートル 40個

(5) 40ミリメートル以上については、現況調査の上別に協議して管理者が定める。

3 前項に定められた水栓数を超える場合は、改造の申請をするものとし、第4条に規定する申込みの手続きを経て既設公道部分の給水管布設替工事をするものとする。ただし、布設替工事が著しく困難な場所又は特に給水装置に支障がないと認められるものであって申込者以外の所有者に係る給水装置の所有者又は権利者の同意を得たものについては、当該布設替工事の施行についてはこの限りでなく、宅地内水栓数については別に協議して管理者が定める。

4 前2項に定める宅地内水栓数には、分岐水栓は含まないものとする。

(給水管の埋設)

第10条 給水管は、道路部分については、60センチメートル以上、宅地内については、30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。

(受水槽の設置)

第11条 一時に多量の水を使用する所その他管理者が必要と認める場合においては、受水槽を設けなければならない。

(工事の設計)

第12条 条例第7条第1項の給水装置工事の設計の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 直接給水するものにあつては給水栓まで
- (2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽の給水口まで

(工事費の算出方法)

第13条 条例第9条第3項による工事費の算出方法は、別表第1により算出するものとし、当該算出した合計額に100分の110を乗じるものとする。ただし、当該乗じた額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 管理者は、必要があると認めた場合は、別表第1の基準によらないで工事費を算出することができる。

(工事費の予納の特例)

第14条 条例第10条第1項の規定により管理者がその必要がないと認めるものは、官公庁及び官公立学校とする。

(給水装置工事の修繕)

第15条 管理者が施行した給水装置が工事完成後1年以内に破損したときは、水道事業の費用をもって修繕する。ただし、当該破損が使用者等の故意又は過失によるものと認められるときは、この限りでない。

(給水装置工事の責任)

第16条 管理者は、給水装置工事の施行に当たり、建物、構築物、耕作物、庭園その他の物件を加工した場合において、必要と認める修補を行うほか、

原形に復する責を負わないものとする。

第3章 給水

(給水契約の申込み)

第17条 条例第14条の規定により水道を使用しようとする者は、給水装置の所有者及び使用者の住所又は居所、氏名又は名称、給水装置の種類、用途、口径、使用人員数、給水の理由、その他必要な事項を記載した文書で申し込まなければならない。

2 前項の規定は、給水の使用を申し込む場合に準用する。

3 前2項の場合において急を要するときは、口頭により申し込み、事後に文書を提出することができる。

(計量の例外)

第18条 条例第18条第1項ただし書の規定により、メーターによる計量をしなくて給水するものは、次のとおりとする。

(1) 私設消火栓

(2) 管理者が必要がないと認めたもの

2 条例第18条第3項の規定により設置したメーターについては、条例の規定によるメーターに準じて、取り扱うものとする。

(メーターの保管)

第19条 水道使用者等は、メーターの点検又は修繕に支障を及ぼすような工作物を設置し又は物件を置いてはならない。

2 水道使用者等は、メーターを亡失又はき損したときは、給水装置の所在、区分、用途及び所有者又は使用者の住所氏名、亡失又はき損の理由、その他必要な事項を記載した文書を直ちに提出しなければならない。

(メーターの弁償金)

第20条 条例第19条第3項の規定により、管理者が定める損害額は、メーターの購入及び取替えに要した費用の範囲内とする。

(私設消火栓の封かん)

第21条 私設消火栓の封かんは、管理者が行う。

(給水装置及び水質検査)

第 2 2 条 条例第 2 3 条第 2 項の規定による特別の費用は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 給水装置について、特に原材料の使用を必要とするとき。
- (2) 水質について、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
- (3) 通常検査以外で特別の費用を必要とするとき。

第 4 章 料金及び手数料

(料金等の納期限)

第 2 3 条 料金及び手数料の納期限は、徴収方法に従い、次の各号の区分による。

- (1) 納入通知書による場合は、当該納入通知書を発送した日から 1 0 日を経過した日
- (2) 口座振替による場合は、口座振替を指定した日
- (3) 集金の方法による場合は、集金員が集金の告知をした日

(料金の過誤納の場合の還付又は追徴)

第 2 4 条 料金を納付した後その料金に過納又は誤納があったときは、正規の料金との差額を直ちに還付又は追徴するものとする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、次の日以降の料金に充当し、又は次の月以降において徴収することができる。

第 5 章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第 2 5 条 条例第 3 9 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則（昭和 3 2 年厚生省令第 4 5 号）第 5 5 条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、毎年 1 回以上定期的に簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留

塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(文書等の様式)

第26条 条例及びこの規程の施行について、必要な文書の様式及びその他については、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に改正前の東松山市水道事業給水規程に基づいてなされた処分、手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

3 改正前の東松山市水道事業給水規程に基づいて作成した文書の様式その他のものでこの規程に準じて使用できるものは、当分の間、そのまま使用することができる。

附 則 (平成13年3月30日水道事業規程第3号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月12日水道事業規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月26日水道事業規程第4号)

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日水道事業規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日水道事業規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日水道事業規程第3号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日水道事業規程第 1 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日水道事業規程第 2 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日上下水道事業管理規程第 1 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日上下水道事業管理規程第 1 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 17 日上下水道事業管理規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日上下水道事業管理規程第 3 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東松山市水道事業給水規程（次項において「旧規程」という。）の規定により作成された文書、様式等については、この規程による改正後の東松山市水道事業給水規程の相当規定により作成されたものとみなす。

3 この規程の施行の際、旧規程に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第 1

給水装置工事費算出表

- 1 材料費 材料購入費、運搬費の合計額
- 2 労力費 掘削及び埋戻工事、布設工事、接合工費の合計額
- 3 道路復旧費 舗装材料費、舗装又は簡易舗装施工費等合計額
- 4 諸経費 調査測量費、設計費、通信費等の合計額
- 5 事務費 1 から 4 までの合計額に 100 分の 5 を乗じた額

別表第 2

文書の様式

文書番号	文書の名称
様式第 1 号	給水装置新設、改造、修繕工事申込書
様式第 2 号	給水装置撤去工事申込書
様式第 3 号	給水装置撤去通知書
様式第 4 号	給水申込書
様式第 5 号	代理人届
様式第 6 号	管理人届
様式第 7 号	メーター亡失、毀損届
様式第 8 号	水道使用中止届
様式第 8 号の 2	水道使用届
様式第 9 号	用途変更届
様式第 1 0 号	私設消火栓使用届
様式第 1 1 号	水道使用者変更届
様式第 1 2 号	給水装置所有者変更届
様式第 1 3 号	消防用水道使用届
様式第 1 4 号	管理人変更届
様式第 1 5 号	水質検査請求書
様式第 1 6 号	水質検査通知書
様式第 1 7 号	使用水量認定通知書
様式第 1 8 号	給水拒否通知書
様式第 1 9 号	給水停止通知書
様式第 2 0 号	料金、手数料等軽減、免除申請書
様式第 2 1 号	料金、手数料等軽減、免除通知書
様式第 2 2 号	給水装置工事変更、取消届
様式第 2 3 号	納入通知書兼領収書

別表第 3

その他の様式

別記 1	給水装置の標識
別記 2	市章又は徽章

様式第1号

受 付	第	号
--------	---	---

給 水 装 置 工 事 申 込 書				年 月 日	
東松山市上下水道事業 東松山市長 宛て				申込者 住 所 フリガナ 氏 名 T E L	
下記のとおり申込みます。					
記					
設置場所				工 事 種 別	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕
フリガナ				種 類	専 用 ・ 消火栓用
使用者					
使用人員	人	水栓数	ヶ	メーター口径	m / m
工事期間	(着手予定) (完成予定) 年 月 日 ～ 年 月 日			用 途	☐ 家庭用 ☐ 営業用 ☐ 病院用 ☐ 官公庁用 ☐ 学校用 ☐ 事務所用 ☐ 工場用 ☐ その他()
上記給水装置の工事施行について東松山市指定給水装置工事業者 _____ を私の代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。 また、工事にあたり私の所有地に立ち入ることを承諾し、工事完成後は、道路部分の給水装置を東松山市に寄附します。 年 月 日					納 付 金
住所 _____ 氏名 _____ (※) (※) 署名又は記名押印 氏名が自署の場合は押印不要				申 請 手 数 料	円
				加 入 金	円
上記給水装置の工事施行について委任を受けました。 年 月 日 東松山市指定給水 装置工事業者名 代 表 者 (※) (※) 署名又は記名押印 氏名が自署の場合は押印不要				備考 ※この太線内は記入しないで下さい。	

様式第 2 号

給 水 装 置 撤 去 工 事 申 込 書				
				年 月 日
東松山市上下水道事業 東松山市長 宛て				
申込人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号				
下記のとおり、給水装置の撤去工事を申し込みます。				
記				
給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
所 有 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
撤去理由				
備 考				
処 置				

様式第 3 号

給 水 装 置 撤 去 通 知 書				
第 年 月 日 号				
様 東松山市上下水道事業 東松山市長 印				
東松山市水道事業給水条例第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり、給水装置を撤去することを通知します。				
記				
給水装置	所 在			
	用 途		口 径	m/m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
所 有 者	住 所			
	氏 名			
使 用 者	住 所			
	氏 名			
撤去理由				
備 考				

様式第 4 号

給 水 申 込 書				
年 月 日				
東松山市上下水道事業 東松山市長宛て				
申込人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号				
下記のとおり、給水を申し込みます。				
記				
給水装置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
所 有 者 又は 使 用 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
給水理由				
備 考				
処 置				

様式第 5 号

代 理 人 届				
年 月 日				
東松山市上下水道事業 東松山市長宛て				
届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号				
下記のとおり、代理人を定めたので、東松山市水道事業給水条例第 15 条の規定により、 届け出します。				
記				
給水装置	所 在			
	用 途		口 径	m/m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
代 理 人	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
理 由				
備 考				
処 置				

様式第 6 号

管 理 人 届				
年 月 日				
東松山市上下水道事業 東松山市長宛て				
届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号				
下記のとおり、管理人を定めたので、東松山市水道事業給水条例第 16 条の規定により、 届け出します。				
記				
給水装置	所 在			
	用 途		口 径	m/m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
管 理 人	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
理 由				
備 考				
処 置				

様式第 7 号

メーター亡失、き損届				
年 月 日				
東松山市上下水道事業 東松山市長宛て				
届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号				
下記のとおり、メーターを亡失、き損したので、東松山市水道事業給水規程第 19 条第 2 項の規定により届け出します。				
記				
給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m/m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
所 有 者 又は 使 用 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
亡失 き損 理由				
備 考				
処 置				

様式第 8 号

水 道 使 用 中 止 届						
東松山市上下水道事業 東松山市長宛て 届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号						年 月 日
下記のとおり、水道を使用中止したいので、東松山市水道事業給水条例第 20 条第 1 項第 1 号の規定により届け出します。						
記						
給 水 装 置	所 在					
	用 途		口 径	m/m	メーター番号	
	使用中止	年 月 日				
使 用 者	フリガナ					
	氏 名					
	電話番号					
料 金 の 精 算 方 法	1 口座振替 2 納付書 3 その他()					
中 止 理 由	転出・転居・()のため	上下水道経営課 への連絡		連絡済・未連絡		
引 越 先	電話番号					
備 考					現設	引上
					中止	m ³
お客様番号					年 月 日	

※太枠の中に必要事項を記入してください

様式第 8 号の 2

水 道 使 用 届						
東松山市上下水道事業 東松山市長 宛て						年 月 日
届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号						
下記のとおり、水道を使用したいので、東松山市水道事業給水規程第 17 条第 2 項の規定により届け出します。						
記						
給 水 装 置	所 在					
	用 途		口 径	m/m	メーター番号	
	使 用 開 始	年 月 日				
使 用 者	フリガナ					
	氏 名					
	電 話 番 号					
納入通知書等の送付先	※給水装置の所在地と異なる場合に記入してください。					
使 用 理 由	入居・営業・清掃・() のため			上下水道経営課への連絡	連絡済・未連絡	
備 考					再 開	指針 m ³
						耐年 年 月
お 客 様 番 号					取付 年 月 日	

※太枠の中に必要事項を記入してください

様式第 9 号

用 途 変 更 届					
東松山市上下水道事業 東松山市長宛て					年 月 日
届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号					
下記のとおり、用途変更をしたいので、東松山市水道事業給水条例第 20 条第 1 項第 2 号の規定により届け出します。					
記					
給 水 装 置	所 在				
	用 途		口 径	m / m	
	メーター番号				
	使 用 開 始	年 月 日	変更後の 用 途		
所 有 者 又は 使 用 者	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
理 由					
備 考					
処 置					
お客様番号					

様式第 10 号

私 設 消 火 栓 使 用 届					
東松山市上下水道事業 東松山市長 宛て					年 月 日
届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号					
下記のとおり、私設消火栓を使用したいので、東松山市水道事業給水条例第 20 条第 1 項第 3 号の規定により、届け出します。					
記					
給 水 装 置	所 在				
	区 分	消火栓	口 径	m/m	
使 用 者	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
理 由					
備 考					
処 置					

様式第 11 号

水道使用者変更届				
東松山市上下水道事業 東松山市長宛て				年 月 日
届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号				
下記のとおり、水道使用者を変更したので、東松山市水道事業給水条例第 20 条第 2 項第 1 号の規定により届け出します。				
記				
給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
前 使 用 者	住 所			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名			
新 使 用 者	住 所			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名			
理 由				
処 置				
お客様番号				

様式第 12 号

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届				
東松山市上下水道事業 東松山市長 宛て				年 月 日
届出人 住所 フリガナ 氏 名 (※) 電話番号 (※) 署名又は記名押印 氏名が自署の場合は押印不要 下記のとおり、給水装置所有者を変更したので、東松山市水道事業給水条例第 20 条第 2 項第 2 号の規定により、届け出します。				
記				
給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
旧 所 有 者	住 所			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名			
新 所 有 者	住 所			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名			
理 由				
処 置				
お客様番号				

様式第 13 号

消 防 用 水 道 使 用 届			
東松山市上下水道事業 東松山市長 宛て			年 月 日
届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号			
下記のとおり、消防用に使用したので、東松山市水道事業給水条例第 20 条第 2 項第 3 号の規定により、届け出します。			
記			
消 火 栓 設 置 場 所	所 在	先	
	区 分	私 ・ 消	地上式 ・ 地下式
使 用 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分～
使 用 目 的	(住 所)		
	(氏 名)		
	(理 由)		
使 用 水 量			
処 置			

様式第 14 号

管 理 人 変 更 届				
				年 月 日
東松山市上下水道事業 東松山市長 宛て				
届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号				
下記のとおり、管理人を変更したので、東松山市水道事業給水条例第 20 条第 2 項第 4 号の規定により、届け出します。				
記				
給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
所 有 者 又は 使 用 者	住 所			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名			
新 管 理 人	住 所			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名			
理 由				
処 置				

様式第 15 号

水 質 検 査 請 求 書				
年 月 日				
東松山市上下水道事業 東松山市長宛て				
申請者 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号				
下記のとおり、水質検査を願いたく、東松山市水道事業給水条例第 23 条第 1 項の規定により、請求します。				
記				
給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
所 有 者 又は 使 用 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
理 由				
備 考				
処 置				

様式第 16 号

水 質 検 査 通 知 書				
第 号 年 月 日				
様 東松山市上下水道事業 東松山市長 印				
年 月 日付請求のあった水質検査の結果について、東松山市水道事業給 水条例第 23 条第 1 項の規定により、通知します。				
記				
給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
検 査 年 月 日 及び検査機関				
検 査 結 果				
検 査 費 用	金 円			
備 考				

様式第 17 号

使 用 水 量 認 定 通 知 書				
				第 号 年 月 日
様				東松山市上下水道事業 東松山市長 印
下記のとおり、使用水量を認定したので、東松山市水道事業給水条例第 27 条第 2 項の規定により、通知します。				
記				
給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
認 定 水 量	m ³	参 考 使 用 量	前 回 前々回 三回前	m ³ m ³ m ³
認 定 理 由				
備 考				
お 客 様 番 号				

様式第 18 号

給 水 拒 否 通 知 書				
				第 号 年 月 日
様				東松山市上下水道事業 東松山市長 印
下記のとおり、給水を拒否する。東松山市水道事業給水条例第 35 条の規定により、通知します。				
記				
給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m/m
	メーター番号			
	使 用 開 始	年 月 日		
所 有 者 又は 使 用 者	住 所			
	氏 名			
給 水 拒 否	開 始	年 月 日		
	期 間	日 間		
拒 否 理 由				
備 考				

様式第 19 号

第 号
年 月 日

様

東松山市上下水道事業
東松山市長 印

下記のとおり、給水を停止する。東松山市水道事業給水条例第 36 条の規定により、通知
します。

記				
給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
	メーター番号			
使 用 者	住 所 (居 所)			
	氏 名 (名 称)			
停 止 期 間	開 始			
	期 間			
停 止 理 由				
備 考				

様式第 20 号

料金、手数料等軽減、免除申請書			
東松山市上下水道事業 東松山市長		宛て	
		申請者 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号	
下記のとおり、料金、手数料等の軽減、免除を受けたいので、東松山市水道事業給水 条例第 40 条の規定により、申請します。			
記			
料 金、手 数 料 等 の 納 入 義 務 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
軽 減、免 除 を 受 け よ う と す る 額	円	内 訳	
理 由			
備 考			
処 置			
お 客 様 番 号			

様式第 21 号

料金、手数料等軽減、免除通知書			
第 号 年 月 日			
様 東松山市上下水道事業 東松山市長 印			
年 月 日付請求のあった、料金、手数料等軽減、免除について、東松山市水道事業給水条例第 40 条の規定により、下記のとおり、通知します。			
記			
料金、手数料等の納入義務	住 所		
	氏 名		
軽減、免除の額	円	内 訳	
軽減、免除の理由			
備 考			
お客様番号			

様式第 22 号

給 水 装 置 工 事 変 更 、 取 消 届				
年 月 日				
東松山市上下水道事業 東松山市長宛て				
届出人 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号				
下記のとおり、給水装置工事の変更、取消をしたいので、東松山市水道事業給水規程第 5 条 第 1 項の規定により、届け出します。				
記				
当初申込時の 給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
変 更 後 の 給 水 装 置	所 在			
	用 途		口 径	m / m
申 込 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
変 更 取 消 理 由				
備 考				
処 置				

様式第23号

納入通知書兼領収書	
納入者 (住所 ・ 氏名)	
〒	
様	
納 入 金 額	円
(納入明細)	
納 期 限	
納 入 場 所	東松山市出納取扱金融機関 東松山市収納取扱金融機関
上記のとおり納入してください。	
上記のとおり領収しました。	領収日付印

(納入者保管用)

納入通知書 (控)	
納入者 (住所 ・ 氏名)	
〒	
様	
納 入 金 額	円
(納入明細)	
上記のとおり納入します。	
	領収日付印

(取扱機関保管用)

納入済通知書	
納入者 (住所 ・ 氏名)	
〒	
様	
納 入 金 額	円
(納入明細)	
上記のとおり領収済につき通知します。	
	領収日付印

(上下水道経営課保管用)

別記第 1

給水装置の標識

専用給水装置の標識

三角形の部分及び中央の文字は藍色



注　大きさは 1 辺が 4 センチメートルの平行 4 辺形とする。

別記第 2

市章及び徽章

市章

- 1　東松山市の市章とし、その直径は 1 5 センチメートルとする。
- 2　材料は、金属又は布帛とする。

（省略）

徽章

（省略）

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号

様式第 8 号

様式第 8 号の 2

様式第 9 号

様式第 1 0 号

様式第 1 1 号

様式第 1 2 号

様式第 1 3 号

様式第 1 4 号

様式第 1 5 号

様式第 1 6 号

様式第 1 7 号

様式第 1 8 号

様式第 1 9 号

様式第 2 0 号

様式第 2 1 号

様式第 2 2 号

様式第 2 3 号